

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年11月28日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法 朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類 定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象 対象部局 福祉事務所  
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況  
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点 ① 合規性  
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)  
② 正確性  
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)  
③ 経済性、効率性、有効性  
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容 監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程 監査委員事務局にて  
令和7年11月1日から 令和7年11月28日まで
7. 監査の結果 監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。  
  
(指摘事項)  
  
〔現金取扱事務〕  
任意団体の会計事務処理において、任意団体等の会計事務処理マニュアルでは、受領した現金は、当日又は金融機関の翌営業日までに預金口座に入金しなければならないとされているが、受領した現金を約1か月金庫に保管し、預金口座への入金が遅れていた。  
  
〔文書管理事務〕  
レスパイト事業の利用申請に係る助成金交付決定通知について、電子起案により交付決定の伺いをしているが、交付決定通知書の添付がなされないまま決裁がされていた。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年11月28日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法  
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類  
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象  
対象部局 DX推進室  
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況  
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
  - ① 合規性  
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
  - ② 正確性  
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
  - ③ 経済性、効率性、有効性  
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容  
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程  
監査委員事務局にて  
令和7年11月1日から 令和7年11月28日まで
7. 監査の結果  
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。  
  
(指摘事項)  
  
〔契約事務〕
  - ① 物品購入の入札事務において、指名業者のうち一部の業者に対し、納入する物品の仕様に関する質問・回答書の内容が周知されないまま入札が執行されていた。
  - ② 物品購入の契約事務において、納入する物品の仕様に関する質問・回答書の内容が反映されないまま、契約書が作成されていた。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年11月28日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法  
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類  
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象  
対象部局 総合政策課  
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況  
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
  - ① 合规性  
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
  - ② 正確性  
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
  - ③ 経済性、効率性、有効性  
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容  
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程  
監査委員事務局にて  
令和7年11月1日から 令和7年11月28日まで
7. 監査の結果  
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。  
  
(指摘事項)  
  
〔文書管理事務〕  
補助金等交付事務手続きにおいて、事業補助金等確定通知書に記載された補助確定額に誤りがあるにもかかわらず決裁がされていた。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年11月28日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法  
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類  
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象  
対象部局 子ども未来課  
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況  
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
  - ① 合规性  
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
  - ② 正確性  
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
  - ③ 経済性、効率性、有効性  
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容  
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程  
監査委員事務局にて  
令和7年11月1日から 令和7年11月28日まで
7. 監査の結果  
監査対象の事務は、おおむね良好に執行されていたが、一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められた。必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。また、事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。  
  
(指摘事項)  
  
〔契約事務〕  
製作業務委託において、物品の製作、納品及び製作数量に関する条項が必要であったにもかかわらず、そのことが業務委託仕様書には記載されていなかった。

地方自治法第199条の規定によって定期監査(行政監査を含む)を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表します。

令和7年11月28日

朝倉市監査委員 田原 誓成

朝倉市監査委員 半田 雄三

記

1. 監査の方法  
朝倉市監査基準に準拠し、関係書類(抽出)により監査を行うとともに関係職員の説明を聞き実施した。
2. 監査の種類  
定期監査(財務監査)及び行政監査
3. 監査の対象  
対象部局 あさくら”縁”結び課  
対象範囲 令和7年度予算執行状況及び事務事業執行状況  
(補助金及び契約事務は、令和6年度・令和7年度)
4. 監査の着眼点
  - ① 合规性  
(事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか)
  - ② 正確性  
(事務執行にあたり、誤った処理を行っていないか)
  - ③ 経済性、効率性、有効性  
(最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか)
5. 監査の主な実施内容  
監査対象課から、あらかじめ調書及び書類の提出を求め照合調査するとともに、各課が担任する事務事業について、課長等から説明を受け、必要に応じ意見聴取を行った。
6. 監査の実施場所及び日程  
監査委員事務局にて  
令和7年11月1日から 令和7年11月28日まで
7. 監査の結果  
監査対象の事務は、良好に執行されていた。事務処理上、改善又は留意すべき点で軽微なものについては、口頭で措置を促した。